

保 護 者 様

令和8年9月28日

燕 市 教 育 委 員 会

食物アレルギー調査の実施について（お願い）

燕市では、給食をはじめとする学校生活全般において適切に食物アレルギー対応を進めていくため、毎年、新年度に向けて全ての児童生徒の食物アレルギーの状況を確認させていただいております。

記入例を参考にして「食物アレルギー調査票」に必要事項をご記入ください。

記

- 1 調査内容 (別紙) 食物アレルギー調査票のとおり
- 2 提出日 10月5日（月）までに学校へ提出してください。
- 3 その他
 - ・燕市の食物アレルギー対応給食については中面をご覧ください。
 - ・調査票の記載内容の確認のために、連絡させていただく場合があります。
 - ・食物アレルギー対応に不安のある場合、その他の疾病等で食物に関する配慮が必要な場合は、ご相談ください。

<問合せ先>

燕市教育委員会 学校教育課 学校給食係

TEL. 0256-77-8212

燕市立燕中学校 養護教諭 丸山

養護助教諭 成田

TEL. 0256-63-4075

食物アレルギーありと回答の方

【学校での食物アレルギー対応の進め方について】

- (1) 食物アレルギーがあると診断されたお子さんは、「学校生活管理指導表」(医師が記載)の提出をお願いします。アレルギー原因食物が学校給食で提供しない食物のみであっても提出が必要です。

【燕市の学校給食で提供しない食物】

そば、ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ(ピーカンナッツ)、ブラジルナッツ、生卵、生魚介類、生(非加熱)魚卵、いくら、たらこ、長いも・山いも、キウイ

- ① 必要書類は、学校からお渡ししますので、ご持参の上、受診をしてください。
- ② 診断まで日数を要する場合がありますので、早めの受診をお願いします。
- ③ 食物アレルギーをもつお子さんは、毎年、「学校生活管理指導表」の提出が必要です。
- ④ 「学校生活管理指導表」にかかる受診等の費用は保護者負担です。

学校生活管理指導表に『食物アレルギー：あり』『給食：対応必要』という記載があれば、保護者の希望の有無によらず、学校給食で対応いたします。

- (2) 食物アレルギーをもつお子さんは、相談会を実施します。
相談会の日時や場所は、後日、学校からお知らせします。なお、学校給食の対応について希望に沿えない場合もありますので、ご了承ください。
- (3) 相談会のほかに、進学・進級により担任が変わった場合は、新学期の給食開始前にも新担任と食物アレルギー対応について打合せを行います。
- (4) 食物アレルギーが改善した場合は、「食物アレルギー対応の解除証明書」の用紙をお渡ししますので、学校にお申し出ください。

食物アレルギーに対応した給食の提供について

- ・食物アレルギー対応は、安全性を最優先とし、アレルギー原因食物の完全除去を原則とします。
- ・除去食、代替食が提供できない場合※は、自分で取り除いて食べることはせず、原因食物が含まれている料理を配膳しない対応になります。
- ・原因食物を「提供するかしないか」の二者択一を原則とし、食べられる量により献立を調整するような段階的な対応は行いません。

※ 燕市で除去食・代替食を提供しているアレルギー原因食物は、**乳、鶏卵、えび、かに、いか、たこ、あさり、ほたて、鮭・ます、さば、アーモンド**の11品目です。これ以外の給食で提供される食品にアレルギーがある場合。

【燕市での食物アレルギー対応給食について】

1 学校給食における食物アレルギー対応等の内容

学校給食で食物アレルギー対応を行う児童生徒には、「食物アレルギー対応給食に関わる資料（もりつけ表、アレルギー対応表、配合表(希望者のみ)、食材詳細表、定番使用調味料&加工食品一覧表)」を配布します。ただし、完全弁当対応、牛乳のみ提供する場合は配布しません。

内 容	
【除去食・代替食対応】	除去食…アレルギーを加えない料理を提供する。 代替食…単品として提供する料理や食品について、アレルギーを含まないものを提供する。 〈除去食・代替食を提供するアレルギー原因食物 11 品目〉 乳、鶏卵、えび、かに、いか、たこ、あさり、ほたて、鮭ます、さば、アーモンド
【配膳しない対応】	上記 11 品目以外がアレルギーである場合は、配膳しない。アレルギー原因食物は、自分で取り除いて食べることはせず、配膳しないことを原則とする。 食べられない料理に対して、必要に応じて部分的に弁当を持参することができる（一部弁当対応）。
【完全弁当対応】	給食は一切提供せず、毎日家庭から弁当を持参する。
【牛乳のみ提供】	給食は牛乳のみ提供する。牛乳以外の飲み物がつく日は提供しない。

※給食センターでつくるアレルギー対応食は原則 1 日 1 品とする。

2 除去対応をしない食材

食物アレルギーの原因物質に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、基本的に除去対応はいたしません。

原因食物／除去する必要のない調味料・だし・添加物等（香辛料含む）			
鶏卵	卵殻カルシウム	ゴマ	ゴマ油
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム	魚類	かつおだし、いりこだし、魚しょう
小麦	しょうゆ、酢、みそ	肉類	エキス
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ		

※上の表に記載のある調味料・だし・添加物等（香辛料含む）については、基本的に除去対応はしますが、表に記載のないものについては完全除去を基本とします。

3 弁当対応の考慮対象

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、校内の食物アレルギー対応委員会において弁当対応を考慮します。ただし、個々の対応にあたっては、保護者と相談の上、医師に改めて確認をとるなどして決定します。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

（a）調味料、だし、添加物等（香辛料含む）の除去が必要

（b）加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）●同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

●原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

●えび、かにを補食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）を使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

（c）多品目の食物除去が必要

（d）食器や調理器具の共用ができない

（e）油の共用ができない

（f）その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

【食物アレルギー調査票の記入例】

この調査票は小中学校の9年間にわたって使用しますので、正確にご記入ください。

【在学時記入欄】

	学年	小学1年	小学2年
	記入日	年 月 日	R4年10月1日
	保護者印	印	印
質問 1	現在、乳糖不耐症と診断されていますか？	はい	いいえ
	現在、食物アレルギーはありますか？	はい	いいえ

現在の学年欄に記入をお願いします。

質問1は全員がお答えください。

	学年	小学1年	小学2年
質問 2	食物アレルギーの原因食物は何ですか？	原因食物	原因食物
	診断した医療機関名を記入してください	医療機関 ()	医療機関 (○○医院)
質問 3	原因食物を食べるとどのような症状が現れますか？	直近の「学校生活管理指導表」記載の診察日	診断日 (R3 年 12月)
	医師から処方されている薬はありますか？	はい	いいえ
質問 4		はい	いいえ
		はい	いいえ

食物アレルギー

「はい」に「○」印を付けられた方
質問2～4をお答えください。

- ・学校からお渡りする学校生活管理指導表を持って医療機関を受診してください。医師に食物アレルギーがあると診断された場合は、学校に提出をお願いします。
- ・給食での対応は「学校生活管理指導表」の記載内容に基づきます。
- ・「学校生活管理指導表」の原因食物に、医師から具体的な指示記載（「生の果物のみ除去」「加熱した野菜は除去不要」など）がある場合は、相談会で対応を協議します。

【学校記入欄】	☐ 給食の対応不要 () ☐ 詳細な献立表 ☐ 除去食及び代替食 () ☐ 配膳しない () ☐ 飲用牛乳停止 ☐ 飲用牛乳のみ提供 ☐ 給食の提供なし 備考	☐ 給食の対応不要 () ☐ 詳細な献立表 ☐ 除去食及び代替食 () ☐ 配膳しない () ☐ 飲用牛乳停止 ☐ 飲用牛乳のみ提供 ☐ 給食の提供なし 備考
学校給食における対応	学校記入欄	学校記入欄